

## 居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性を確保するための建築基準法等改正案(民主党案)

2006年4月26日

国民が安心して安全な建築物を利用し、購入できるよう、居住者・利用者の立場に立ってチェック体制の強化・広告規制・建築士制度の大幅見直し等を行う。

### 購入者の立場に立った制度の充実

広告・契約書に保険加入の有無を表示(表示の大きさも規制)

ノンリコースローン(ローンが返済できなくなった場合、その物件を差し出せば他の物件や資産には被害が及ばないローン～欧米では主流の融資方法)推進策の検討  
生命・身体に危害を及ぼす情報の公表義務づけ(危険情報公表法案)

### チェック体制の強化など

#### 【手続の改善】

建築確認・中間検査・完了検査済証の発行権限を特定行政庁に限定(指定確認検査機関は発行できない)

全ての建築物について中間検査を義務づけ

検査項目のチェックリスト化～確実な検査の実施

建物完成2年後検査を実施し、違法改造・瑕疵を発見(補修費用は売り主負担)

指定確認検査機関が一定の資本関係・親族関係にある企業等からの確認申請引き受け禁止

#### 【監督・審査能力の強化】

指定確認検査機関の業務に関する定期報告義務

特定行政庁の業務内容の定期報告及び公表義務

建築主事登録の際に設計・現場監督経験を要件に

#### 【書類の保存など】

特定行政庁の図書保存の義務づけ(電子化して永久保存)

設計・建築に関与した者の一覧表作成・交付

### 建築士制度の大幅見直し～責任と誇りを持った建築士に

建築士の使命・職責・義務に関する規定の追加

建築士資格の改善～建築士会への加入義務化・能力向上のための講習実施

建築事務所の開設資格を建築士のみ限定

建築士法人制度の新設～社員の建築士の無限責任

設計・施工・監理の分離

政府案(ピアチェックの導入・罰則強化等)の内容は、民主党案にも全て含まれている。

以上